

大阪市（消）告示第26号

消防法施行令（昭和36年政令第37号）第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を次のとおり開催する。

令和8年8月3日

大阪市消防長 山 本 博 文

1 講習の区分

甲種防火管理再講習（オンライン）

2 講習日時及び場所

回数	申込受付期間	動画視聴期間
第2回	令和8年8月3日（月）から9月7日（月）	令和8年10月12日（月）から10月18日（日）
第3回	令和8年8月3日（月）から10月5日（月）	令和8年11月9日（月）から11月15日（日）
第4回	令和8年8月3日（月）から12月8日（火）	令和9年1月12日（火）から1月18日（月）

3 申込受付期間

期間中でも定員に達した場合は受付を締め切ることがある。

4 受講対象者

消防法施行令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第2条の2の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）

5 修了証

修了証の交付は、電子署名付きのPDFデータで交付します。

紙の修了証の交付を希望する場合は、従来の集合型講習（すべての科目を対面で行う講習）を受講すること

6 申込方法

大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を入力のうえ申し込むこと

(消防局予防部予防課)